

(No. 3 3)

1. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達)の記の六の2(2)

六 不利益処分に係る処分基準の策定について

2 砂防法の規定による処分に係る処理基準について

(2) 第十六条(原因行為者の工事費用負担命令)の処理基準について

砂防工事の必要を生じさせた他の工事、作業その他の行為の費用負担者に当該砂防工事の費用を負担させるに当たっては、当該砂防工事が砂防法第八条により砂防工事又は砂防設備の維持を命ずるべきものに該当するものであり、かつ、当該砂防工事を都道府県知事等が施行した場合において、当該他の工事、作業その他の行為により工事の必要性が生じた時点における砂防設備の新設又は機能回復に要した費用を限度として負担させること。